

# 事業者健診の結果の活用のための課題と対応(案)



事業者健診の結果を特定健診の結果として活用するために、以下の課題がある

- 課題: 特定健診の必須項目である服薬歴・喫煙歴の問診、空腹時血糖/HbA1cの検査が実施されていないと活用困難
  - ⇒ **【対事業者】** 服薬歴・喫煙歴の問診実施の協力依頼 [通知済]
  - ⇒ **【対受診者】【対健診機関】** 確認書(仮称)を用いた自己申告又は問診の実施・健診機関を経由した保険者への提供促進
  - ⇒ **【対事業者】** 空腹時血糖の検査の実施の協力依頼 [通知済]
  - ⇒ **【対健診機関】** 受診者への空腹時の健診の受診勧奨

事業者健診の結果を、(1)健診機関から保険者へ直接、(2)XMLファイルで記録して提供するために、以下の課題がある

- 課題①: 事業者、保険者、健診機関が提供に合意しないと提供困難
  - ⇒ **【対関係者】** 合意促進 [通知済]
  - ⇒ **【対関係者】** 協議の要点の周知
- 課題②: 健診結果と受診者との紐付け情報(保険者番号・記号番号)を保険者が保有しないとXMLファイル化困難
  - ⇒ **【対事業者】** 保険者への提供促進
  - ⇒ **【対受診者】** 確認書(仮称)への情報記載・健診機関を経由した保険者への提供促進
- 課題②': 提供に関する関係者の合意を健診機関が確認できないと提供困難
  - ⇒ **【対受診者】** 健診機関における確認書(仮称)の提示促進

(健診の実施の委託等)



※ 事業者及び健診機関においては、特定健診の対象者(40-74歳)に対してのみ、以上の対応を取ることになる  
 ⇒ 事業者健診の対象者のうち、特定健診の対象者と非対象者とで、対応を区別する必要が生じる